

伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

平成29年4月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容の適用については、平成29年度から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施についてご理解とご協力をお願いいたします。

1 最低制限価格及び低入札価格調査制度における算定基準について（一部見直し）

現在、建設工事と建設コンサルタントの入札案件で採用している最低制限価格と、建設工事で採用している低入札価格調査制度の調査基準価格について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正に伴うダンピング受注対策のより一層の強化を図るため、その算定方式の改定等により一部算定式を変更します。

変更点

- ① 建設工事（最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格共通）
現場管理費の率を10分の8から10分の9へ変更します。
- ② 建設コンサルタント

次の表の通りとします。（下線部が変更となる部分です。）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額	/
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の <u>8</u> を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額

※ 上記以外については変更ありません。

2 建設業許可における「解体工事業」の新設に伴う経過措置対応について（新規）

建設業法の改正により、平成28年6月1日から許可業種「解体工事業」が追加となりました。これに伴い、平成28年6月1日から3年間（平成31年5月31日まで）は従

来の「とび・土工事業」でも解体工事の受注が可能となる経過措置が設けられることとなりました。この経過措置への対応として、本市における本年度発注の解体工事については「とび・土工」または「解体」のどちらかの登録があれば入札参加可とします。詳細については、別添資料をご参照下さい。

3 小規模工事及び修繕における発注について（新規）

小規模工事及び修繕における発注については、公平で公正な執行と適正な競争性の確保に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう透明性を確保しつつ、偏った業者選定とならないよう留意します。

4 入札時の内訳書提出について（継続）

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことにより、ダンピング受注の防止等のための措置として、全ての工事案件について、引き続き入札時に内訳書の提出が必要となります。

5 総合評価落札方式について（継続）

価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、大型案件に対し採用している総合評価落札方式について引き続き採用するとともに、執行時点での社会情勢、技術力の評価や工事内容等をふまえ適用対象案件を決定いたします。

6 市内業者への優先的発注について（継続）

平成22年度から市内業者への優先的発注に取り組んで参りましたが、引き続き市内業者を優先した発注とします。なお、工種や競争性を確保できない案件については、準市内等の業者とすることもあります。

7 現場代理人の常駐義務緩和について（継続）

平成23年6月1日から現場代理人の常駐義務緩和措置を行っていますが、引き続き同様の措置を行います。

8 社会保険の加入促進について（継続）

入札参加登録業者を対象に、社会保険の加入促進を図るため、引き続き契約時に社会保険加入確認書を提出していただきます。

建設業許可における「解体工事業」の新設に伴う経過措置対応について

1. 建設業法の改正概要

建設業法の改正により平成28年6月1日から許可業種「解体工事業」が追加となりました。これに伴い、平成28年6月1日から3年間（平成31年5月31日まで）は従来の「とび・土工工事業」でも解体工事の受注が可能となる経過措置が設けられることとなりました。

2. 本市における対応

(1) 平成29年度

条件付一般競争入札の場合は、「とび・土工」または「解体」のどちらかの登録があれば入札参加可とします。ただし「とび・土工」については等級による区分があるため、条件については、予定金額や内容に応じ「とび・土工Aまたは解体」または「とび・土工Bまたは解体」として発注します（「解体」については平成29年度は等級区分は行いません）。

（例）「とび・土工Aまたは解体」で発注する案件の場合、「とび・土工B」の業者であっても「解体」の登録があれば入札に参加できます。

また、指名競争入札の場合は、両方の業種の中から適宜業者を選定します。

(2) 平成30年度（予定）

基本的に平成29年度と同様の対応とします。なお、「解体」について等級区分を行うかどうかについては、登録状況を見ながら随時検討します。

(3) 平成31年度以降（予定）

経過措置の期間は平成31年5月31日となっていますが、平成31年4月1日以降の解体工事については業種を「解体」として発注します。「とび・土工」の登録では入札に参加できませんので、解体工事への入札参加を希望する業者におかれましては、平成30年度中の変更申請による業種追加の期間に間に合うよう、建設業許可の取得と経営事項審査の受審をしていただき、登録の際に「解体」を選択していただきますようお願いいたします。

※ 平成30年度以降については現時点での予定であり、今後変更になることもありますので、ご了承願います。